

税務行政のオンラインツールの活用

2020 年のコロナ禍以降、各種手続き・業務のデジタル化が進んでおり、税務行政でも e-Tax、eLTAX に代表されるオンライン申請等の手続きが浸透しています。国税庁はさらに納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点から、デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境「GSS(ガバメントソリューションサービス)」を順次導入して税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでいます。

取組の概要

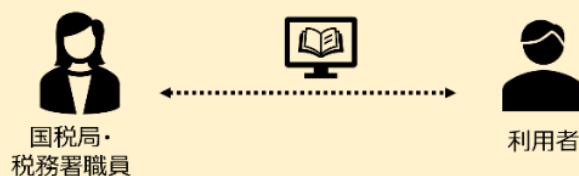
GSS で提供されるオンラインツール(インターネットメール、Web 会議システム(Microsoft Teams)、オンラインストレージサービス(PrimeDrive)及びアンケート作成ツール(Microsoft Forms))を必要に応じて利用する模様です。なお、上記オンラインツールの利用に際して、使用が強制されるものではなく、あくまでも税務署等の担当者と利用者の双方の合意がある場合に限り利用されます。

税務署等職員への連絡にメールを利用できます



- メールでの連絡も可能に
- メールにデータを添付してデータの受渡し

大容量データの受渡しにはオンラインストレージサービスを利用できます



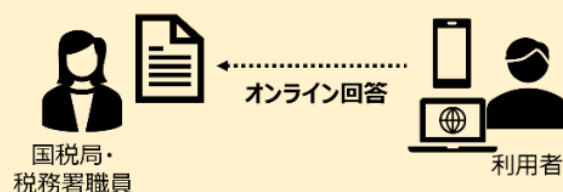
- オンラインストレージサービス(PrimeDrive)を利用してデータの受渡し

税務署等職員との打ち合わせにWeb会議を利用できます



- Web会議システム(Microsoft Teams)を利用して打ち合わせ等を実施

アンケートはオンラインで提供します



- アンケート作成ツール(Microsoft Forms)を利用して各種アンケートを提供

参考：国税庁 HP 資料

オンラインツール利用の効果

税務情報は非常に慎重な取り扱いが求められていたため、民間での利用が一般化しているメールのやり取り、Webサービス等を用いたデータ授受、Web会議はもとより、FAXも税務署等とのやり取りでは使用できませんでした。e-Taxの機能でPDF等の送付は出来ましたが、容量制限等があり不便さがありました。今後は税務署等とのやり取りも電話・郵便等から徐々に上記オンラインツールの利用へ移行していくものと想像されます。



今後、税務署等とのやり取りが効率的になることで、税務・会計事務所も業務の効率化が図れ、その結果顧問先のお客様に資する業務範囲が増えていくものと思います。



8/10

- ・ 7月分源泉所得税
- ・ 住民税の特別徴収税額納付期限

8/31

- ・ 6月決算法人の確定申告
- ・ 3,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

